

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(危険物等の荷役の許可申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第6条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症（<u>四類感染症</u>を除く。）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(危険物等の荷役の許可申請等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第6条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症（<u>五類感染症</u>を除く。）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。